

第1章 第2期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

1 地域福祉を取り巻く状況の変化

地域社会の「つながり」をつくり出すための計画として、区地域福祉保健計画（以下「区計画」という。）に先行して、平成16年5月に第1期横浜市地域福祉計画を策定しました。その後、地域福祉を取り巻く社会状況には、次のような様々な変化がありました。

- 平成17年度から18年度にかけ、全区で区計画が策定され、地域住民と行政等による主体的な取組が進行中です。
- 平成18年度には、介護保険法の改正により予防重視型のシステムへ転換が図られました。身近な地域で総合的な相談支援を行う地域包括支援センターの機能を地域ケアプラザ等で担うとともに、地域密着型サービスが創設されました。また、障害者自立支援法の施行により、身体障害・精神障害といった障害の種別にかかわらずサービス利用の一元化が図られました。医療制度改革では、医療費の適正化に向けた療養病床の再編や在宅医療推進の方向が示されました。
- 平成20年3月には、厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が報告書をまとめ、福祉施策における地域福祉の位置づけを明確にするとともに、今後の推進方策の方向を提示しています。
- 本市においては、平成18年6月に横浜市基本構想（2025年頃を展望した長期ビジョン）が示され、平成18年12月には基本構想を具体化するための横浜市中期計画（平成18年度～22年度）が策定されました。横浜市の都市づくりの方向性として、市民主体の地域運営（エリアマネジメント）を支援していくことが示されています。
- さらに、平成21年1月には、大都市・横浜にふさわしい新たな地方自治制度について検討してきた横浜市大都市制度検討委員会が、報告書「新たな大都市制度創設の提案」をまとめ、広域自治体から独立した新しい大都市制度の下で、大都市の地域レベルに「市民協働型の地域自治組織」を設置することが提案されました。



横浜市基本構想

第2期市計画の策定にあたっては、以上の社会状況の変化に対応した取組が必要です。

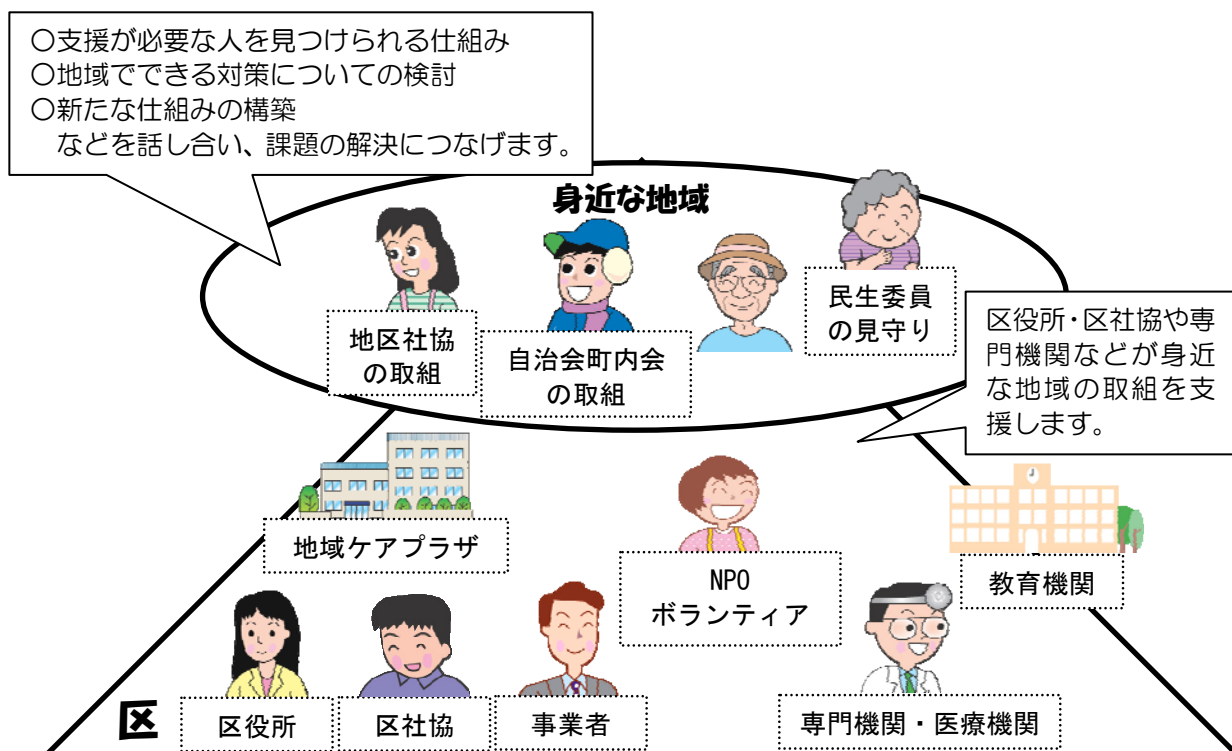
2 地域福祉の考え方と計画の理念

(1) 地域福祉とは何か

- 横浜市では、「地域福祉」において、誰もが地域において尊厳をもって自分らしい生き方ができるよう、また、地域を安心して次世代が成長できるような場にするために、社会的・経済的に困難な立場にある人々に対する基本的な支援は行政が行うことが原則と考えています。それを踏まえ、「地域福祉」は、地域住民、住民組織、社会福祉法人などの事業者、ボランティアグループ、市民活動団体、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、行政等の専門機関などが、地域の生活課題解決のために行っている様々な活動を組み合わせ、協力しあって、日常生活上の不安の解消や課題の解決を図り、住みよい支えあいの地域社会をつくっていくことを具体化することであると考えるようになりました。
- これまでの福祉は、児童、障害、高齢等という分野別に、それぞれ限られた公的なサービスを提供していました。しかし、地域での生活を支援していくためには、狭い意味での「社会福祉」の枠を超え、地域を災害や犯罪から守る安心・安全の確立、健康づくり、まちづくりなど幅広い観点から福祉をとらえ、人々の暮らしを支え、充実するための取組のすべてが「地域福祉」の活動や実践と考えることが必要です。
- そうした取組は、他人の生き方を尊重し、その生き方が損なわれないように配慮する住民相互の連帯によって支えられることが前提になります。しかし、今日では、家族、地域や職域における人間の接触・交流が希薄化している中で、病気や障害その他の様々な理由で生活に困難を抱えながら、プライバシーの問題や誤解・偏見などにより、周囲に助けを求められずにいる人が実際にはたくさん生活しています。地域の中でいまだに誤解や偏見は存在し、それにより不利益を受けている人がいる現実に向けることが必要です。
- 人は他者からの配慮なしに一人では生きられないものです。自立して生きるとは、他者とのかかわりをもって、社会に参加して暮らしていくことです。社会との適切なかかわりをもてない人や孤立している人が、社会とのかかわりを取り戻せるように、誰もが人権尊重の考え方にたって、社会の構成員として包みこみ支えあう社会連帯を強化することが、社会の持続可能性を強めることになります。
- また、サービスの充実を進めることも同時に求められます。地域の中で、「何

らかの支援が必要な人」や「困りごとを抱えた人」を対象とした、主に福祉やその他関連領域の専門家（社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、ケアマネジャー、保健師、看護師、医師、教師など）によって展開される個別的な援助活動や福祉サービスの提供は、「地域福祉」においても重要な役割をもっています。

- すべての人にとって、生き生きとして住みやすい地域をつくるために展開される、住民やボランティア、自治会町内会や老人クラブ、PTAなどの地域組織、当事者団体やテーマ型組織などによる、公的なサービスだけでは満たされない部分を住民同士で充足しあう自主的な助けあい活動やまちづくり活動は、今後の充実が期待されています。
- これらの活動やサービスが十分に行われるように、制度の改正や財源の確保、人材の開発や育成、居住環境や都市環境の整備など、基盤の整備に行政や公的な団体の果たす役割は大きいと考えられます。
- そして何より大切なことは、これらの活動や事業がバラバラに行われるのではなく、相互に関連し総合的に地域の「福祉力」を向上させていくことであり、そのためには、そこに暮らす人の主体的な参加と協働の場の設置、関係者間のネットワーク、活動に必要な情報の適切な流通と共有などが不可欠です。
- 横浜市はこのような立場で、地域福祉を推進するために必要なことを地域福祉計画として策定し、その推進を図ってきました。



- 横浜市は、第2期では健康づくりなど保健分野の取組を重要な柱の一つとして位置づけ、福祉・保健の両分野を一体的に取り組むことから、計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」（以下「市計画」という。）とします。計画に活かしたい地域保健の取組は次のとおりです。

＜地域福祉保健計画に活かしたい保健の取組＞

- ・ 福祉も保健も目指すものは、地域で安心して快適な生活を送れるようにすることです。
- ・ 健康づくりや保健の活動は、病気がない状態にすることが目的なのではなく、自分らしい生活の仕方ができるための心身の状態をつくり、保っていくことを目指すものです。そのために自分に必要なことを学び、自分でできることは実践し、家族や社会の中で自分が取れる役割を考えたり、治療やサービス・周囲のサポートなど必要な支援を活用できるようにすることが大事です。
- ・ そのために役立てたいのは、「予防」の視点です。「予防」は、単に病気を防ぐというだけでなく、将来にわたる生活課題、例えば子育てや介護、自分や家族の病気や加齢などに伴い予測される変化に対応した準備を行い、地域生活を続けていけるようにすることも含まれます。
- ・ 地域生活に必要な「予防」や「保健」の取組としては、福祉保健センターを始めとする公的機関が各種の予防事業や情報提供を行っています。また、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域の保健人材が公的機関と連携し、区域や地域で健康学習や健康づくり活動を実施しています。
- ・ 誰でも関心があり共通して取り組める「健康づくり」と「予防」をテーマに、住民の主体性を活かした健康づくり活動を地域ぐるみで展開し、多くの人の参加を得て活性化することが地域力の向上につながると考えられますので、これらの取組を計画に盛り込み推進を図ります。

(2) 地域福祉保健計画の理念

ア 住民主体と協働による地域福祉推進

- 私たち横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富に満ちています。これまでもこの市民力を活かして、「協働」をキーワードに、市民と市民が、あるいは市民と行政がともに地域の課題解決に取り組んできました。今後も様々な担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

- ① 住民は地域の生活課題を解決する主役です。

- ② 協働とは、公共的なサービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むことを言います。
- ③ 協働の主体は、主として公益的・社会貢献的活動を行う団体・グループ（自治会町内会、ボランティアグループ、市民活動団体・NPO、公益法人、企業、社協など）と横浜市（公的機関）がパートナーとなって取り組むことが想定されます。団体・グループ相互の協働により公共性のある自由な活動を実現することが期待されます。
- ④ 協働の基盤となる市民の自治意識の確立と、行政の意識改革による自治と参画のシステムの再構築を目指します。

イ ノーマライゼーション

- 障害の有無などに関わらず、すべての人が平等に権利と義務を能力に応じて補いあい、助けあって生きていく地域社会をつくっていきます。
 - ① その人らしい生き方を尊重し、あらゆる人があらゆる局面において、決して虐待等の権利侵害を受けることがないようにします。
 - ② 地域で困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支えあっていきます。
 - ③ 地域に起きている様々な課題を自分のこととして捉え、様々な考え方を認めあい、福祉についての関心と理解を深めることを通じて、福祉を文化として醸成していきます。
 - ④ 地域の中では、ある場面で支援を受けている人が、別の場面では支援を行うといった相互関係があることが本来の姿であり、そうしたお互い様の関係づくりが地域の安心感、信頼感を高めていき、真の意味での対等な関係を生みだします。

【基本理念】

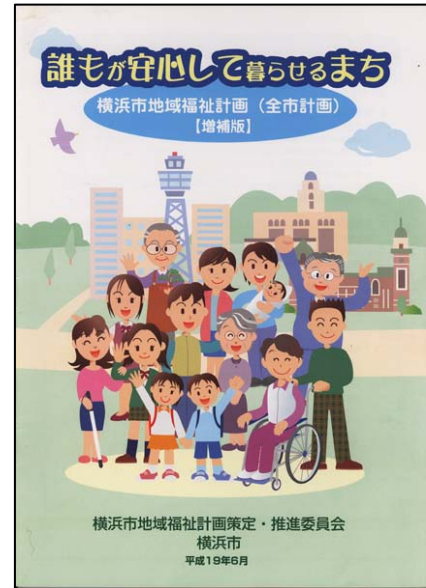
横浜市がこの計画で目指す目標像を、基本理念として次のように設定します。

誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくろう!

3 第1期市計画の検証と課題

(1) 第1期市計画のねらい

- 第1期市計画では、福祉の考え方の発想の転換を訴え、すべての人が関わるみんなの幸せが地域福祉であり、「援助を一方向的に与える」のではなく、誰もが担い手にも受け手にもなり、お互いに支えあう社会の実現を目指しました。
- そのような社会を実現するためには、一人ひとりが力を発揮し、市民が主体となって地域福祉を推進することが重要であり、地域の施設や学校・企業においても、「ひらく」（＝柔軟に周囲と連携協力し、人材や情報の交流、協働の取組などを進める）ことで地域との関係性をつくることを提示しました。
- また、支援が必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくることを提案し、様々な基盤の整備を行うこととしました。
- さらに、「プラットフォーム」という多様な個人や団体が柔軟に参加できる話し合いや検討の場をつくり、地域福祉の推進に活かすことや、地域のことは地域住民が決めていく“地域自治組織”を試行することなど、新しい考え方を提案しました。



第1期横浜市地域福祉計画
（全市計画 増補版）

(2) 取組と成果

- 横浜市では、区計画を住民に身近な中心的計画、市計画を基本理念や方向性を提示し区計画を支援する計画と位置づけ、各区がそれぞれの特性を踏まえた計画を策定し、地域福祉の取組を推進しました。
- 全18区で区計画を策定し、そのうち11区では、さらにきめ細かく地区別計画を策定しています。区計画を策定した政令指定都市は数市にとどまり、地区別計画まで策定したのは横浜市だけでした。行政が地域に入り、地域住民と協働して地区別計画を策定・推進していることは、全国的に見ても先進的な取組であると評価されています。
- 区計画の推進にあたっては、各区で個性ある区づくり推進費等を活用して、区の特性や区民ニーズに応じた事業展開を進めました。

- また、地区別計画策定後、地域によっては推進の中心となる組織を決め、定期的に話し合いや検討の場を設けたり、区単位・地区単位で活動発表会等を開催するなど、地域と行政が協力して計画推進状況を確認し、共有する取組が数多く見られました。地区別計画の推進組織も、地域の歴史や状況に応じた工夫をしており、地域によってはPTAや民生委員・児童委員が中心となるなどの試みもされています。
- 市計画では、地域ケアプラザの整備など地域活動の基盤整備を進めるとともに、地域ケアプラザ職員等を対象とした地域福祉コーディネーターの養成や、研修機関の連携により人材育成に取り組む「よこはま福祉・保健カレッジ」の実施などにより、地域福祉保健人材の育成を進めました。
- また、市民へ地域福祉の取組を広めるため、市域での啓発事業やイベントでの情報提供等に取り組みました。

(3) 課題

このような取組を進める中で、次のような課題が見えてきました。

ア 区や地域による取組の差

- 各区で地域と行政の話し合いを実施していますが、区計画・地区別計画の取組が進んだ地域とあまり進まなかった地域があります。どの区の中のどの地域でも取組を推進できるような仕組みをつくる必要があります。

イ 支援が必要な人の課題解決にまで至らない

- 支援が必要な当事者の課題を地域住民に意識してもらうことがむずかしく、また当事者の参加が少ない状況もあり、区計画や地区別計画で支援が必要な人の課題まで取り上げられない状況が見られました。
- これは、支援が必要な人の課題を把握する仕組みや、ニーズに対応したサービスを提供する仕組みの浸透が不十分であるためと考えられます。そのため、当事者を支える広域の活動と地区別計画による地域の取組を結びつける必要があります。

ウ 幅広い市民の参加が得られていない

- 地域での取組は着実に増えていますが、活動の担い手が不足し、取組に関わる人がいつも同じ顔ぶれになるなどの課題があります。多くの人が自由に参加できる仕掛けや仕組みが必要です。

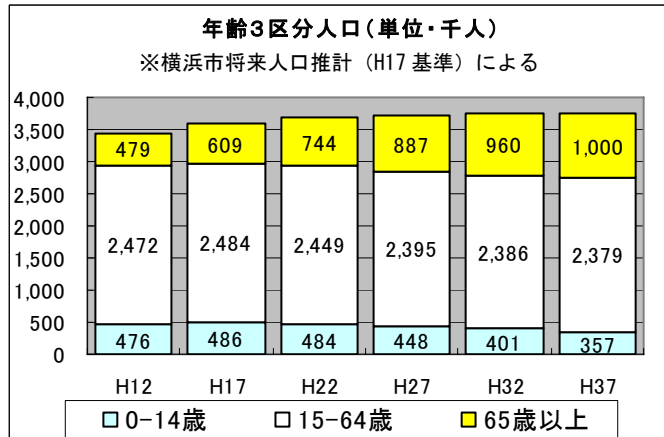
4 市の現状と課題

横浜市の地域福祉保健の状況について、統計データや市民意識調査などを参考に整理しました。

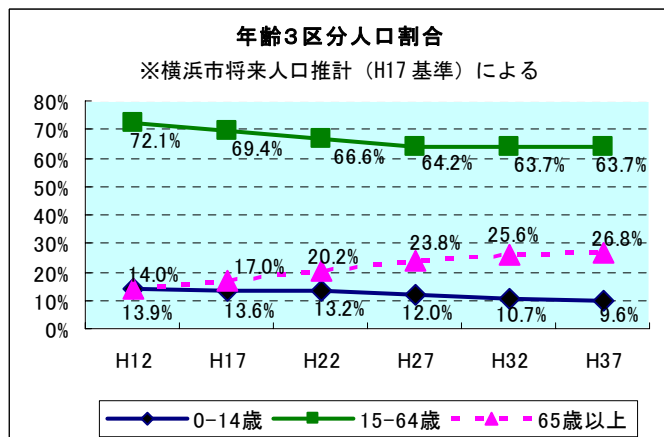
(1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況・課題

ア 少子高齢社会の進展

○ 若い世代が多い横浜市でも、少子高齢化は確実に進みます。人口がピークになる平成32年には市民の4人に1人が65歳以上の高齢者(25.6%)となり、15歳未満は約1割(10.7%)に減少する見込みです。これ以降、人口は減少に転じ、高齢化はさらに進むと予測されます。

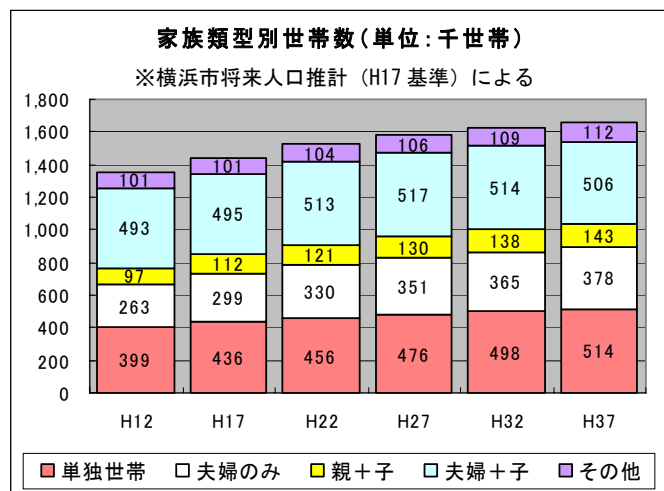


○ 経済成長に伴い、急激に人口が増加した横浜では、高齢化の進み具合も地域によって差があります。例えば同じ区内でも、宅地開発に伴い多くの人と同時に転入した地域では、高齢化が非常に進んでいる例がみられます。



イ 世帯構成の変化

○ 非婚・離婚の増加や、仕事・学業などの都合で家族と離れて暮らす人が増え、一人暮らし(単独世帯)が増加します。

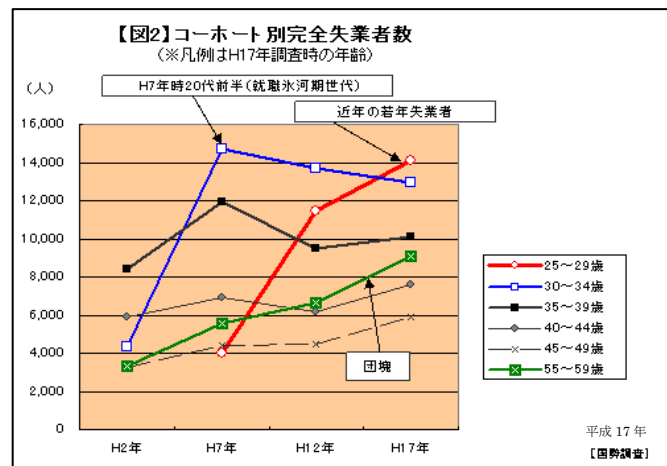
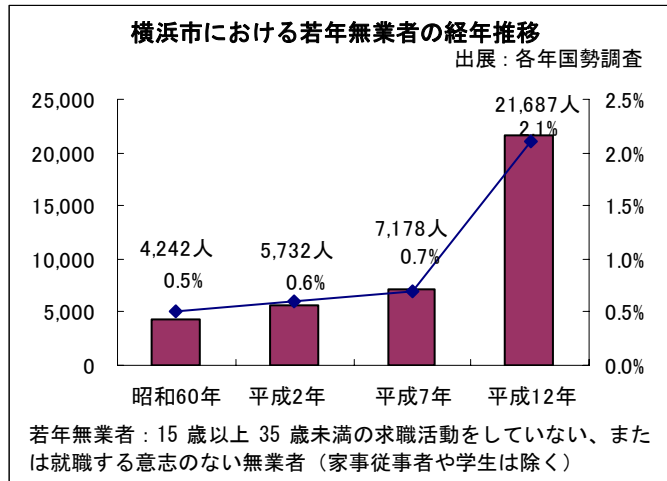


○ また、夫婦のみの世帯も増加し、1~2人の世帯では、急な病気や災害時の対応などに家族以外の手を借りる必要が予想されます。

○ このように、少子高齢社会の進展や世帯構成の変化に伴い、介護や子育てを始め、地域で家族以外の人の支援が必要な人が増えています。限りある財源や人材、資源を活かし、市民の誰もが安心して生活できるような社会の仕組みをつくる必要があります。

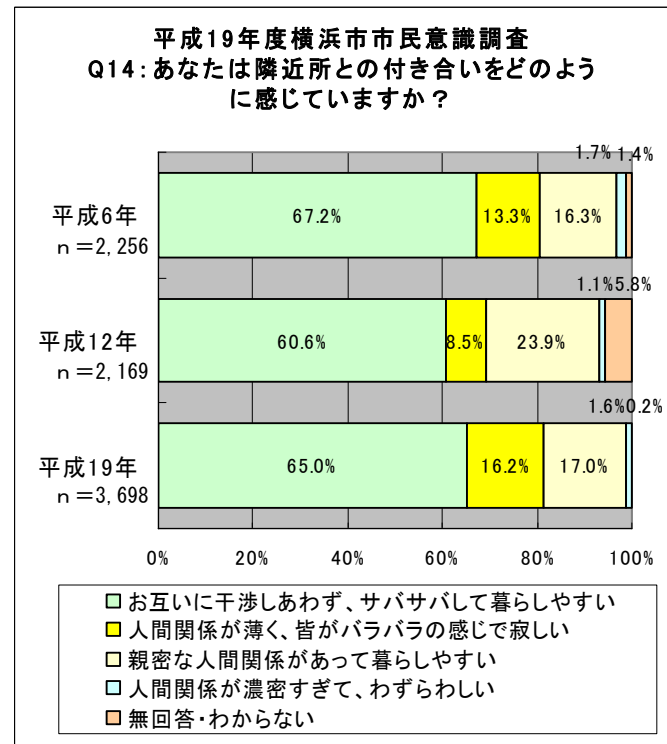
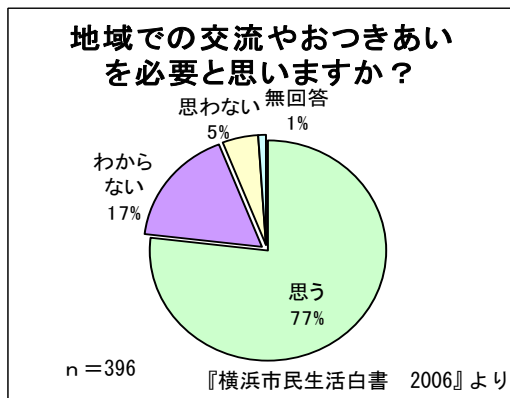
ウ 深刻な社会経済状況下における生活困難者の増加

- 都市部では、職がない若者や生活保護を必要とする家庭の増加、ホームレスやワーキングプアの問題など、個人の責任だけでは解決できない生活困難者の課題が多く見られます。
- 特に、最近の社会経済状況の変化により、身近な地域でも職を失う人が出てくるなど、生活困難の課題が地域に無縁ではなくなってきています。
- 個人の努力だけでは解決できない課題を地域社会で考えていくこと、身近な範囲で取り組めることを考えることがこれからの社会には不可欠です。



エ 地域の間人関係

- 横浜市民は大都市の希薄な人間関係・近隣関係をそれほど否定的には考えず、程よい距離感を望む市民像がみられます。
- 一方で、地域での交流やつきあいを必要と思う市民が多いという調査結果も出ています。



(2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況と課題

ア 自治会町内会の活動

- 横浜市では、歴史的に自治会町内会を中心とした地域活動が盛んであり、他都市と比べて自治会町内会加入率が高い傾向にあります。様々なイベントの実施や行政活動とのパイプ役、種々の地域人材である委嘱委員の推薦など、地域活動と自治会町内会は深く関わっています。
- 地域によっては、役員の高齢化や担い手の不足などの課題があります。

横浜の自治会町内会の状況 (平成20年4月1日現在)

自治会町内会数	2,868 団体
加入世帯数	1,209,670 世帯
本市総世帯数	1,542,127 世帯
加入率	78.4%

他都市の自治会町内会加入率 (平成20年度公表数値)

札幌	仙台	さいたま	千葉
72.6%	88.6%	70.9%	73.6%
川崎	大阪	広島	北九州
68.3%	70.5%	68.0%	77.0%

自治会町内会の活動例

運営	総会、役員会、回覧板、町内会だより、広報配布、掲示板
安全安心・防災	防犯パトロール、防犯灯維持管理、災害訓練
福祉・共済	募金、敬老お祝い、給食・配食サービス
高齢者の親睦会	いきいき体操、将棋クラブ、踊りの会、懇談会、健康教室
生涯学習活動・趣味	教室（介護・パソコン・カラオケ等）、外国語講座、図書貸出し
レクリエーション	バス旅行、スポーツフェスティバル、盆踊り、お花見
子ども会	じゃがいも掘り、ラジオ体操、焼き芋大会、スポーツ大会
環境美化	G30、公園清掃、生ごみリサイクル、放置自転車対策

イ 団塊の世代の退職と地域

- 横浜でも多くの団塊の世代が退職などを機に、徐々に生活の基盤を会社等から地域に移してきています。しかし、働いている間は地域社会とのつながりも薄く、退職後に地域の活動に参加しようと思っても接点のない人も多いため、地域の取組に参画しにくい状況があります。
- 若い時から培った技術、趣味、ライフワークとしての取組等を活かせるような、団塊の世代に合った地域活動への参加のきっかけや仕組みが必要です。

ウ 多様な市民活動と地域

	平成15年度末	平成19年度末
ボランティア登録数（社協登録数：人）	29,456	34,833
NPO法人数（市内認証団体数：団体）	500	1,106
よこはまふれあい助成金（助成件数：件）	962	1,215

- 第1期市計画が策定された当時と現在とを比較すると、地域で活動するボランティアやNPO法人の数、社協のよこはまふれあい助成金助成件数なども増加しており、市民の活動が広がっていることがわかります。多くのボランティアやNPO法人等が、地域の中で多様な活動を展開しています。
- 一方、自治会町内会等の地域活動と、区・市・県域など様々なエリアで活動する特定のテーマをもった活動団体が連携する取組は、まだ十分行われていません。

- また、学生や若い世代の中には、広域における社会貢献活動に興味を示す人が増えています。

【例】：商品購入代金の一部が発展途上国の井戸建設費用に寄付される活動

- 若い世代の中には、居住地から離れたエリアの活動にあえて参加する人もおり、地元の地域活動には結びつきにくい傾向が見られます。

エ 地域の活動を推進する拠点の整備状況

地域の様々な活動を推進する拠点の整備が進んでいることがわかります。

	平成 15 年度末	平成 19 年度末
地域ケアプラザ	97 箇所	109 箇所
障害者地域活動ホーム	29 箇所	38 箇所
地域子育て支援拠点	0 箇所	9 箇所
福祉保健活動拠点	14 箇所	18 箇所

オ 横浜市の平均的な地域の状況（1地区連合町内会及び1地域ケアプラザエリアで見た場合）

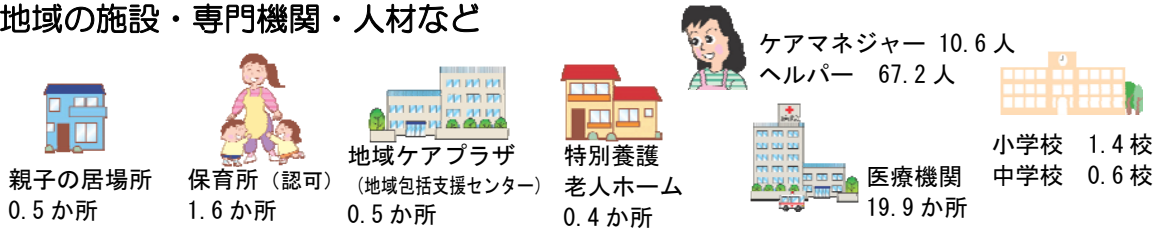
	単位	横浜市域	1 地区連合 町内会の エリア (249 地区)	1 地域ケア プラザの エリア (145 圏域)	数値の 基準日
人口	人	3,631,236	14,583	25,043	H20. 1. 1
親子の居場所	か所	116	0.5	0.8	H20. 9. 30
保育所(認可)	か所	402	1.6	2.8	H20. 4. 1
地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	か所	121	0.5	0.8	H21. 3. 31
特別養護老人ホーム	か所	101	0.4	0.7	H20. 4. 1
ケアマネジャー	人	2,638	10.6	18.2	H20. 4. 1
ヘルパー	人	16,743	67.2	115.5	H20. 4. 1
医療機関	か所	4,961	19.9	34.2	H20. 3. 31
小学校	校	346	1.4	2.4	H20. 4. 1
中学校	校	145	0.6	1.0	H20. 4. 1
児童相談所児童虐待対応件数	件	2,106	8.5	14.5	H20. 3. 31
15歳未満人口	人	488,344	1,961	3,368	H20. 1. 1
自立支援給付支給決定者数	人	12,350	50	85	H20. 7. 1
各種障害者手帳所持者	人	122,065	490	842	H20. 3. 31
要介護認定者	人	104,536	420	721	H20. 3. 31
高齢者(65歳以上)人口	人	668,484	2,685	4,610	H20. 1. 1
一人暮らし高齢者 (65歳以上単独世帯)	人	97,621	392	673	H17. 10. 1
高齢夫婦(夫65歳以上、妻60歳以上)	世帯	124,331	499	857	H17. 10. 1
自治会町内会	団体	2,868	11.5	19.8	H20. 4. 1
老人クラブ会員	人	123,281	495	850	H20. 4. 1
民生委員・児童委員	人	4,242	17	29	H20. 4. 1
ボランティア登録数	人	34,833	140	240	H20. 3. 31

<横浜市の平均的な地域の状況>

あなたの地域に当てはめてみましょう。

1 地区連合町内会のエリアで見た場合

地域の施設・専門機関・人材など



地区連合町内会エリアの人口 14,583 人



住民組織・地域の人材の状況



1 地域ケアプラザのエリアで見た場合

地域の施設・専門機関・人材など



地域ケアプラザエリアの人口 25,043 人



住民組織・地域の人材の状況



この図のデータは…市全体の数値を

【上図】地区連合町内会数の249（H20.4.1現在）で割り返したもの

【下図】地域ケアプラザ整備予定数の145（中学校区程度に1か所整備予定）で割り返したもので、平均的な地域の状況として算出したものです。

5 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

- 地域福祉保健計画は、社会福祉法第 107 条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）であり、住民、事業者、行政が協働して策定・推進する計画です。

＜第 107 条で計画に盛りこむべきと規定されている事項＞

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 本計画の位置づけ

ア 市の基本構想・中期計画との関係

(ア) 横浜市基本構想（2025 年頃を展望した都市の姿）との関係

- 横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後の概ね 20 年を展望した市政の根本となる指針として、平成 18 年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定しました。
- 横浜市基本構想では、「これからの 20 年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。市民と行政が互いに特性を活かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指すとしています。
- 地域福祉保健計画は、横浜市基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性格をもちます。

(イ) 横浜市中期計画との関係

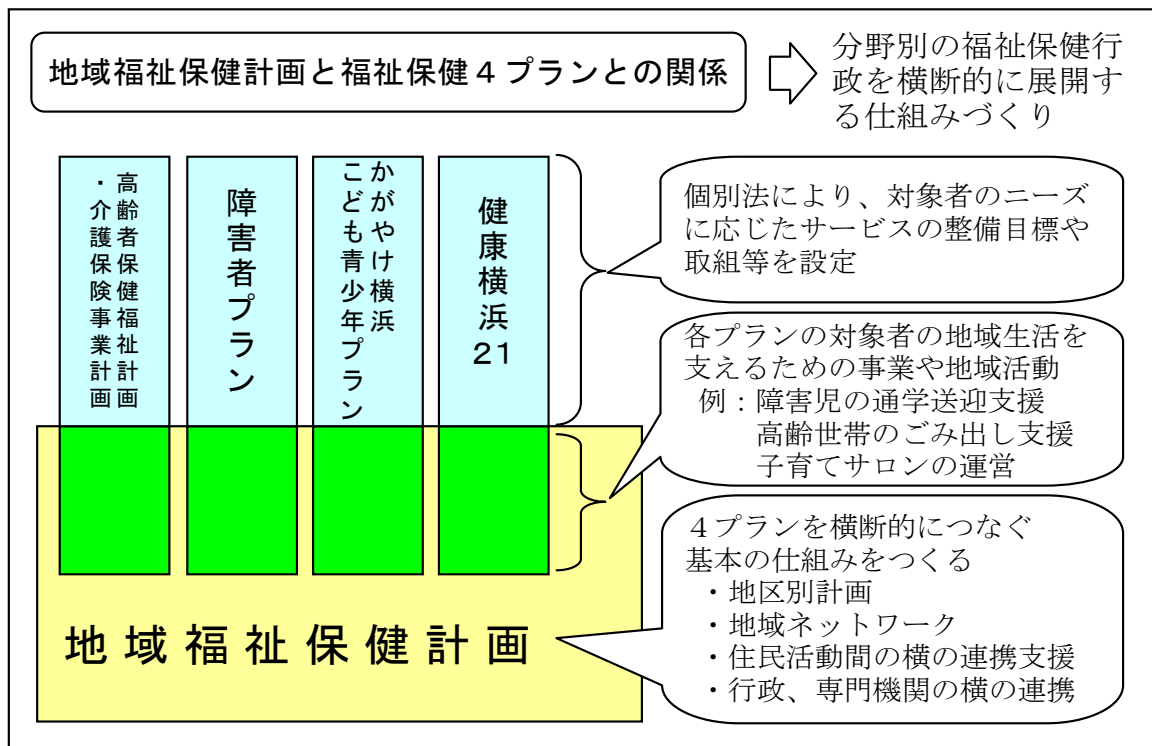
- 横浜市では、横浜市基本構想で示した都市像を実現するため、平成 18 年度に横浜市中期計画（平成 18 年度～22 年度）を策定しました。
- 中期計画では、市民主体の地域運営を進めるため、リーディングプロジェクトとして「地域元気プロジェクト（少子高齢化社会における市民主体の地域運営の実現に向けて）」を掲げており、地域福祉保健計画の取組は、こうした市の施策を具現化するツールの一つとして位置づけることができます。



横浜市中期計画

イ 個別の分野別計画との関係

- 横浜市には、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、障害者プラン（障害者基本法、障害者自立支援法）、かがやけ横浜こども青少年プラン（次世代育成支援対策推進法）、健康横浜21（健康増進法）があります。
- 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども、保健等の分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示します。
- また、市民、事業者、行政が協働する基本的な事項を横断的に定めることで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- さらに、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画でも取り組んでいきます。



- 各分野別計画においても、対象者の地域生活を支えるための事業や地域活動の支援に取り組みます。各分野別計画の地域の取組に関する主な記載内容は次のとおりです。（次ページから）

【第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】（平成21年度～23年度）

基本目標

高齢者が、健康でいきいきと生活し、介護が必要になっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できる街の実現を目指します。

1 健康づくり、介護予防の地域の取組

- 要介護にならずに、元気で活動的な生活を続けることができるよう、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として幅広い高齢者を対象に実施します。
- 健康維持や介護予防に継続的に取り組むことができるよう、高齢者や地域での自主的な活動を支援します。

2 社会参加の促進

- 地域活動等への参加支援
- 高齢者の優待施設の利用促進

3 地域の見守り活動の充実

- 地域における市民相互、関連団体等による見守りネットワークの構築を支援します。

【障害者プラン（第2期）】（平成21年度～26年度）

I 基本的な考え方

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。

そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

II 将来にわたるあんしん施策

- 1 親亡き後も安心して地域生活がおくれる仕組みの構築
- 2 障害者の高齢化・重度化への対応
- 3 地域生活のためのきめ細かな対応

III 重点施策

- 1 普及・啓発のさらなる充実
- 2 相談支援システムの機能強化
- 3 地域生活を総合的に支える仕組みの構築
- 4 医療環境・医療体制の充実
- 5 障害児支援の体制強化
- 6 障害者の就労支援の一層の拡充強化
- 7 発達障害児・者支援の体制整備

【かがやけ横浜こども青少年プラン（横浜市次世代育成支援行動計画）】 （平成17年度～26年度）

理念：すべての子育て家庭が、子どもの成長段階に合わせて必要な支援を受けられる「まち」、また、家庭の大切さを認識するとともに子育ての喜びを地域全体で共有できる「まち」、青少年の主体性と創造性を育み、青少年が思う存分その力を発揮できる「まち」よこはまを市民と行政が協働で実現します。

第1の基本目標「子育てを地域全体で支援する地域力を創る」

- 子育てに関する情報提供、相談、居場所機能をもつ、地域の子育て支援の総合的な拠点の設置
- 市民の自発性を促す地域社会のネットワークの構築

第2の基本目標「家庭・学校・地域に見守られ子どもや青少年が豊かな社会的関係を育む成長空間を創る」

- 子どもや青少年の自立を促すさまざまな体験機会の充実
- 地域の大人たちが地域の子どもや青少年の成長に関心を持ち、見守り、積極的に支援する仕組みの構築
- 子どもや青少年の居場所や活動場所の地域での確保

第3の基本目標「子育てに積極的な価値を見いだせる共生社会を創る」

- 子育てバリアフリーのまちづくりの推進
- 障害のある子どもが安心して過ごせる居場所の確保
※ 17の個別目標より一部抜粋

【健康横浜21】（平成13年度～22年度）

基本的な考え方

年齢・性別・国籍や病気・障害の有無にかかわらず、一人ひとりの健康になろうと思う心を育て、それぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、自らが健康でありたいと思える市民を増やすことを目指しています。

重点取組テーマ

- 「生活習慣病予防の推進」
- 重点分野Ⅰ 食生活の改善
 - 重点分野Ⅱ 身体活動・運動の定着
 - 重点分野Ⅲ 禁煙・分煙の推進

市民の健康づくりを支援する仕組みづくり

1 健康づくりを支援する新たな仕組みづくり

- 自主的な健康づくりグループ（ボランティアグループ、市民活動団体等）への支援をします。
- 地域住民が主体となった健康づくり教室の開催を支援するとともに、内容の充実に向けて働きかけていきます。

2 健康づくりに関する個人及び関係団体等の役割と健康づくり推進

- 地域は、「健康づくりを地域の課題として共有して、一緒に考え一緒に取り組む」ことが必要です。
- 行政は、市民や地域の団体・関係機関等に健康づくりへの参加を働きかけ、協働による健康づくりを推進する環境整備を図っていきます。

※ 計画第3章より抜粋

(3) 計画の名称

- 第1期市計画の名称は「横浜市地域福祉計画」でしたが、第2期では健康づくりなど保健分野の取組を重要な柱の一つとして位置づけ、福祉・保健の両分野を一体的に取り組むことから、計画名称を「横浜市地域福祉保健計画」とします。

(4) 計画の枠組み

ア 地区別計画・区計画・市計画の関係

- 横浜市では、地区別計画、区計画及び市計画を合わせて社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画と位置づけます。
- 政令指定都市である横浜市の場合、各種サービス提供の基本となる単位は区です。これまでも区役所ごとに、サービス改善や区民ニーズと地域特性に基づく施策の実施を推進してきました。今後、各地域の状況に応じた協働による地域運営の推進に向けて、区計画及び地区別計画を進めていきます。

(ア) 地区別計画

- 地域の生活課題にきめ細かく対応するため、地区別計画の策定・推進に全区で取り組みます。地区別計画では、地域の身近な生活課題について話し合い、解決策を考えます。歩いて行ける範囲での日常的な支えあい活動や顔の見える関係を活かした見守り活動、お互いを知りあう交流活動などについて検討し、取組を進めます。

(イ) 区計画

- 区計画では、地域課題を解決するための方策や取組を盛り込みます。また、地区別計画のほか、区域全体に共通する課題や地域の支えあいだけでは解決できない課題に対する区としての取組も盛り込みます。地区別計画と区域の計画を合わせて区計画とします。
- なお、第2期区計画の計画期間は、先行7区を6年（平成22年度～27年度）、後続11区を5年（平成23年度～27年度）とし、最終年度を平成27年度で合わせます。

(ウ) 市計画

- 市計画は、計画の基本となる基本理念や方向性を提示し、区計画の推進を支援するために必要な市の施策や市域で行う取組を盛り込みます。

イ 社協の計画との関係

- 社協は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、住民による地域福祉活動を支援するために、地域福祉活動計画を策定・推進しています。
- 行政の計画も社協の計画も、地域で福祉のまちづくりを推進するための計画であり、国が想定した地域福祉推進の計画づくりにおいても、相互に補完し、連携・役割分担するものです。今後は、住民にもわかりやすくまた地域で混乱を生じないように、計画策定のプロセスを共有し、整合性のとれたものとして一体的に策定していきます。

- このため、市と市社協、区と区社協は、共同事務局として地域の話し合いなどに関わり、計画の策定・推進を支援します。

<区計画、市計画、市地域福祉活動計画の計画期間>

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
区計画	7区 ※1	第1期計画期間					第2期計画期間(6年間)						第3期計画期間		
	11区 ※2	第1期計画期間					第2期計画期間(5年間)								
市計画	第1期計画期間					第2期計画期間					第3期計画期間				
活動計画 (市社協)	第1期	第2期計画期間					第3期計画期間								

- ※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区
- ※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区
- ※3 区計画の計画期間は、第3期から統一します。
- ※4 市計画と市地域福祉活動計画は、平成26年度から一体的に策定します。

(5) 第2期市計画の方向性

ア 地域づくりを推進します。

- 地域の身近な生活課題について住民と行政が話し合い、課題を共有し、解決に向けた取組を協働して進めます。このため、全区で地区別計画を策定し、推進します。

イ 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくります。

- 支援が必要な人を把握し、専門機関と連携して、サービス提供につなぐ仕組みを地域と協働してつくります。

ウ 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げます。

- 地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若い世代、団塊の世代、高齢者や障害のある人、学校や企業の関係者など、幅広い市民参加を進めます。

(6) 計画策定・推進における行政の役割と取組

ア 計画的な地域福祉の推進における行政の役割

- 当事者を含む地域住民誰もが参画できるよう工夫します。
- 地域の福祉ニーズや生活課題を共有できるよう情報提供します。
- 地域の自主的な住民の福祉保健活動が継続できる環境条件を整備します。
- 制度や公的なサービスと地域福祉活動が連携し、適切に提供されるよう支援します。
- 住民だけでは対応困難な課題について、行政などによる専門的な対応を図ります。

イ 行政の取組

(ア) 地区別計画の策定・推進を支える体制づくり

- 地区別計画の策定・推進の取組を全市的に推進していくため、区・区社協・地域ケアプラザが協力し、地域を支援する体制をつくります。
- また、各区の体制づくりや具体的推進を市・市社協が協力して、研修の実施や関係部局との調整・仕組みづくりなどを通して支援します。

(イ) 行政内部の横断的な連携体制の確立

- 地域の生活課題は相互に関連していることが多いため、福祉保健分野以外の環境、防犯・防災、まちづくりなどの分野と縦割りでない取組を進められるよう、地域別に取り組み関連の事業（身近な地域・元気づくりモデル事業など）と調整を図り、関係する部署と連携して取り組みます。

(ロ) 区計画と市計画の連携関係の構築

- 市と区が互いに連携する関係を構築し、市町村計画としての地域福祉保健計画の一体化を図ります。
- 市は各区計画の推進状況を踏まえ、全区共通で取り組むべきことの提案や支援的施策を担うなどの役割を果たします。第2期市計画の5年間の取組では、生活圏域の考え方、地域福祉保健活動における地域との情報共有の仕組み、災害時要援護者避難支援など、考え方や仕組みの整理を行っていきます。
- 区は、市計画の方向性を参考に、区の実情を踏まえながら区計画を策定・推進し、区の先進的な取組の情報提供や、課題解決の仕組みの市への提案などを行います。

(7) 圏域の考え方

ア 地域福祉保健計画推進の圏域の考え方

- 横浜市は人口 365 万人の大都市です。地域ごとに歴史、文化、課題は異なっており、市域一律での課題解決や計画づくりは、実効性があまりありません。市民が地域の生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や実践をする必要があります。横浜の現状から地域福祉保健の圏域を考えると、次の6層に分けられます。

<市民生活に関わる地域福祉保健の6層の圏域>

圏 域		圏域の考え方
1 層	近隣、自治会町内会の班（組）程度	日常的な支えあいができる範囲。民生委員・児童委員などが支援が必要な人を発見し、見守りや緊急時の応急支援などを行う基礎的な範囲。
2 層	自治会町内会 世帯数 平均 400 世帯 人口 平均 1,300 人程度	市民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンションなどもこの範囲。
3 層	地区連合町内会 249 地区 人口 平均 14,000 人程度	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4 層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口 平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(145 圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)など身近な地域課題を解決するための一定の福祉サービスや公共施設を行政が公平に整備する圏域。
5 層	区域(18 区) 人口 10~30 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために様々な行政サービス機関が整備され、区役所が1~4層を取りまとめ、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6 層	市域 人口 365 万人	市全体の調和を保ちながら地域福祉保健を進める圏域。

※ 「横浜市の平均的な地域の状況」を参照ください。(P11-12)

イ 他の分野別計画の圏域との関係

- 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、相談支援やサービスを均等に提供することを目指して、概ね地域ケアプラザ圏域(中学校区程度)を日常生活圏域として設定し、地域包括支援センターや地域密着型サービスを整備することとしています。
- 障害者プラン、かがやけ横浜こども青少年プラン、健康横浜21では、圏域の設定はしていませんが、身近な地域での支えあい活動を推進するために、行政区域ごとの展開も期待されています。
- 人々に安心感を与え、サービスがきめ細かく届く範囲を考えると、高齢者や子どもが歩いて行くことができ、顔の見える人間関係がつけられる身近な地域での計画推進が望ましいと考えられます。

ウ 地区別計画の圏域の考え方

- 地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画推進状況を踏まえ、地区連合町内会のエリアを基本とします。

- しかし、地域によっては、地区連合町内会の相互のつながりの活用、地区活動の拠点としての地域ケアプラザの活用、学校や様々な活動拠点などの地域の社会資源との連携を地域ケアプラザ圏域内の複数の地区連合町内会で一緒に検討し効果を高める場合も考えられるため、地域ケアプラザ圏域単位で計画を策定する方が良い地域も考えられます。その場合、地域ケアプラザ圏域で共通の目標を設定しても、具体的な支えあい活動など地域の生活事情に即した目標は、地区連合町内会単位で考えていくことも重要です。
- また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区などもあるため、計画策定の単位は、集合住宅の団地、マンション管理組合、自治会町内会など、地域住民との話し合いの中で区が柔軟に設定することとします。

(地区連合町内会または地域ケアプラザのエリアを地区別計画の圏域とする理由)

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、地区連合町内会を圏域の一つとして考えることとします。

また、横浜市では地域ケアプラザを地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけ、身近な福祉保健の相談窓口としていること、地域包括支援センターや地域密着型サービスの整備を進めていること、地域ケアプラザエリア内の複数の地区連合町内会同士の連携が期待できることなどから、地域ケアプラザについても同様に圏域の一つとして考えることとします。

エ それぞれの圏域における支えあいの相互関係について

- 日常生活の支援は、範囲が小さければお互いの顔や名前もわかり、継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。また、子育てサロン、高齢者のデイサービス、配食サービス、送迎サービスなどの活動は、地区連合町内会や自治会町内会の圏域で活発に行われています。
- しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人も存在します。さらに、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の日常生活の圏域を超えた活動が広がり、同好の士がサークルをつくるなど、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。
- 日常生活の圏域を超えた区域や市域で活動する人々が多数存在するのも、都市部の特徴のひとつと言えます。

6 第2期市計画の取組の体系図

